

## 公益社団法人大日本農会奨学金貸与運用細則

- 1 この細則は、公益社団法人大日本農会奨学金貸与規程（以下、「規程」という。）第8条に基づき、この規程の運用に関し必要な事項を定める。
- 2 規程第2条の会長が指定する者（推薦者）は、当分の間、学校法人東京農業大学（以下、「東京農業大学」という。）学長並びに一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン日本農業経営大学校（以下、「日本農業経営大学校」という。）校長とする。
- 3 推薦者が推薦する人数は、原則として次のとおりとする。
  - ① 東京農業大学3年次在學生2名以内、4年次在學生2名以内、計4名以内。
  - ② 日本農業経営大学校1年次在學生3名以内、2年次在學生3名以内、計6名以内。
- 4 規程第3条第2号の成績の総合評価は、次のとおりとする。
  - ① 東京農業大学にあつては、3年次在學生は2年次の、4年次在學生は3年次の、それぞれの成績の総合評価が優秀と認められること。
  - ② 日本農業経営大学校にあつては、1年次在學生は4～10月の、2年次在學生は1年次の11～3月及び2年次の4～10月の、それぞれの成績の総合評価が優秀と認められること。
- 5 規程第5条の貸与の額は、次のとおりとする。
  - ① 東京農業大学の學生については、年額50万円。
  - ② 日本農業経営大学校の學生については、年額25万円。
- 6 推薦者は、貸与の対象、要件等を學生に周知するものとする。
- 7 推薦者は、推薦する者を決定した場合には、東京農業大学にあつては5月末日までに、日本農業経営大学校にあつては奨学金を貸与する年度の11月末日までに、推薦状（様式1）を会長に提出するものとする。
- 8 奨学金は、東京農業大学の奨學生にあつては6月に、日本農業経営大学校の奨學生にあつては12月に貸与する。（奨學生の指定する口座への一括振込による。）
- 9 規程第7条第1項の奨学金の返還は、大日本農会の指定する口座への一括振込による。

10 規程第7条第2項の返還の免除または猶予は、次による。

- ① 奨学生が卒業後直ちに就農する場合には、本人からの申請（様式2）により、返還を免除することができる。
- ② 奨学生が死亡または心身への著しい障害により返還が困難な場合には、親族等の申請（様式3）により、返還を免除することができる。
- ③ 奨学生が卒業後疾病その他特別の事情がある場合には、申請（様式4）により、返還を1年間猶予することができる。猶予期間は、申請により、さらに1年延長することができる。
- ④ ①から③までの申請は、推薦者を通じて会長に提出するものとする。

11 奨学生の退学等の場合は次による。

- ① 奨学生が退学または不祥事等により卒業に至らなかった場合には、推薦者はすみやかに会長に報告し、会長は推薦者を通じて、奨学生に対し貸与した奨学金の一括変換を求めるものとする。
- ② 退学理由が就農による場合は、10の①に準ずる。

本取扱は、平成23年7月1日から適用する。

本取扱は、平成25年4月1日から適用する。

(様式 1)

## 奨学金貸与の推薦状

公益社団法人大日本農会  
会長 ○○○○ 殿

申請者

東京農業大学学長 (氏 名) 印

又は 日本農業経営大学校校長 (氏 名) 印

大日本農会奨学金貸与規程第6条第1項に基づき、下記の通り推薦しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

住 所 〒

氏 名

生年月日(年齢)

電話番号

所 属 (学部・学科・学年)

(推薦理由)

(様式 2)

## 奨学金の返還免除申請書

公益社団法人大日本農会  
会長 ○○○○ 殿

申請者  
住 所 〒  
氏 名  
生年月日(年齢)  
電話番号

大日本農会奨学金貸与規程第7条第2項に基づき、下記の通り申請します。

記

貸与時の年月  
貸与時の所属 (学部・学科・学年)

(返還免除の理由)

(様式 3)

## 奨学金の返還免除申請書(親族)

公益社団法人大日本農会

会長 ○○○○ 殿

申請者

住 所 〒

氏 名

(奨学生との関係 )

電話番号

大日本農会奨学金貸与規程第7条第2項に基づき、下記の通り申請します。

記

氏 名

生年月日(年齢)

貸与時の年月

貸与時の所属 (学部・学科・学年)

(返還免除の理由)

(様式 4)

## 奨学金の返還猶予申請書

公益社団法人大日本農会

会長 ○○○○ 殿

申請者

住 所 〒

氏 名

生年月日(年齢)

電話番号

大日本農会奨学金貸与規程第7条第2項に基づき、下記の通り申請します。

記

貸与時の年月

貸与時の所属 (学部・学科・学年)

(返還猶予の理由)